

平成 25 年 7 月 4 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 25 年 5 月 18 日から平成 25 年 6 月 16 日までの間、国民の皆様から意見を募集したところ、本件に対する御意見はございませんでした。これを踏まえて、本日当該省令を公布しました。

1 改正概要

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令を改正するものです。

- ・ 2, 3—ジシアノ—1, 4—ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤
- ・ ヘキサキス（ β , β —ジメチルフエネチル）ジスタンノキサソ（別名酸化フエンブタズ）及びこれを含有する製剤
- ・ メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤
- ・ 2—メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤

2 意見募集の結果

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について、平成 25 年 5 月 18 日から平成 25 年 6 月 16 日までの間、御意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果を踏まえて、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 71 号）を本日付けで公布しました。



（連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：加藤課長補佐、山本

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp